

平成29年第9回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成29年8月25日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後5時00分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 国分 央 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主任 横手 康雄 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第28号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第5	議案第29号 農業振興地域整備計画の変更について
その他	

<p>議 長</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、4番、5番をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>7 番</p>	<p>日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は旭ヶ丘のどろんこ保育園の西側に位置します。現地は野菜が作付されていきました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲渡人は2名おり、無職と書き方講師となっております。譲受人は、主に栗の栽培を行っている農家であり、市内の直売所にて販売をしているとのことです。申請の目的といたしましては、栗の栽培地をさらに拡大したいということで、ぼろたんや利平栗を栽培する計画をしているとのことです。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>12 番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の12番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>21日に推進委員の紫藤委員と現地を確認してきました。申請地は北平沢の天神社の西側にある建設中のバイパスの西隣に位置します。現地は木が生えていましたが、のちほど処分するとのことです。譲渡人は体調が悪いため、農地の管理が難しいとのことで、譲渡人は申請地の隣接地を所有しており、自宅からも距離が近いため、今回の取得に至ったとのことです。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p> <p>(推進委員)</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人の関係を教えてください。</p>
<p>事 務 局</p> <p>2 番</p> <p>(推進委員)</p>	<p>事務局では把握しておりません。</p> <p>お互いに近所に住んでいます。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>所有農地の地目の内訳を教えてください。</p>

<p>(推進委員)</p> <p>事務局 議長 委員 議長</p> <p>委員 議長</p> <p>議長 事務局 議長 8番</p> <p>議長 12番 事務局 議長 委員 議長</p> <p>委員 議長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>田が 4,900 m²、畑が 3,000 m²となっております。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p> <p>事務局より 3 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 8 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>21 日に推進委員の師岡委員と現地確認をしました。申請地はもくせい通りから西へ進み、譲受人の自宅の北側に位置します。申請地は栗の木が 1 m ほどに切られた状態でした。譲受人は公民館で再任用で勤務しており、来年の 3 月末に退職するとのことです。自宅周辺の農地で作物を栽培し、野菜を作る計画とのことです。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>経営面積は農家要件を満たしていますか。</p> <p>高麗地区は経営面積 3 反以上が農家要件であるため、問題ありません。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p> <p>日程第 3 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 3 議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、巾着田内の管理等を行っている法人です。譲渡人は、会社員です。申請地は、巾着田の入口から入り、バス専用駐車場の南側道路を進み、佐島牧場手前に位置する土地です。現地の状況は、自己保全をしている状況です。当該申請地は巾着田の中に位置しており、9 月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設することにより少しでも渋滞が緩和できればと思い計画をしたものです。現地の形状変更をしないこと、過去の許可状況等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響がないと思われることなどから、</p>
--	---

<p>議 長 13 番 事 務 局</p>	<p>一時転用後、農地に復元されることが見込まれるため、許可相当と考えます。 質疑がありましたらお願いします。 農地へ復元後は、何を栽培されていますか。 作付けまでは確認していませんが、農地への復元は完了届にて確認して います。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局 1 番 (推進委員)</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 この時期の転用で間に合いますか。 昨年この時期に転用しているため、問題ないと思われ ます。 毎年、一時転用の申請がされていますが、地目を変えることはできませんか。</p>
<p>事 務 局 議 長 委 員</p>	<p>譲受人の意向に関係することなので、相談があれば対応させていただきます。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異 議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 6 番</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 6 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請地は日高アリーナの西隣に位置します。現地は雑草が多少繁茂している状 態でした。譲受人は、土地所有者の孫にあたり、子どもができたため、住宅を建 築したいとのことです。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 農地区分は何ですか。 3 種農地になります。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異 議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長 議 長 事 務 局 議 長 8 番 議 長 事 務 局</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 事務局より 3 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 8 番より申請地の状況について説明をお願いします。 もくせい通りの藤川屋商店から 200m ほど北に進み、西へ 300m ほど入ったと ころに位置します。現地は整地された状態でした。 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>

<p>議 長 1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、昨年の 11 月に除外申請をし、今年 7 月に除外認可を受けております。現在、既存駐車場は 60 台程度確保しておりますが、寺の役員会や法事等の行事の際、多い時で約 70 台、また、境内地内にある枝垂れ桜の開花時期や武蔵野三十三観音霊場にも指定されていることで、観光来場者による車が多い時期では、1 日に 100 台を超えることもあります。この影響で近隣の道路上などに駐車している状況から事故等の危険性があることなどの理由から今回の申請に至っております。申請地の農地区分は 2 種農地であり、駐車場の利用状況などの理由から必要性があると認められるため、許可相当と考えます。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲渡人、譲受人の関係を教えてください。</p> <p>譲受人と譲渡人 1 に関しては、同じ新堀地内の住民であり、譲受人と譲渡人 2 に関しては、親族となります。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より 4 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲渡人は無職の方です。譲受人は、公務員の方です。申請地は、巾着田入口の西側に位置する土地です。現地の状況は、栗畑となっています。譲受人は、現在借家にて生活しておりますが、生活スペースが手狭となってきた状況から住宅を建築する計画を立てました。計画するにおいて、譲受人に所有する土地はなく、実家へ相談したところ、祖父の所有する申請地を借受けられることとなりました。同じ高麗本郷地内に実家があり、祖父と両親の面倒が容易にみれることも選定理由としております。申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画内容に必要性があると判断できるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>8 番</p>	<p>日程第 4 議案第28号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p> <p>日程第 4 議案第28号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 8 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地はそれぞれ借受人の兄弟が相続した土地です。相続時から借受人が管理をしていたそうです。</p> <p>申請地 1 は借受人の自宅の西側に位置し、スイカ、ゴーヤなどが作付されていました。申請地 2 はバイパスの北側に位置し、ナス、生姜などが作付されていました。申請地 3 は建光寺の南側に位置し、里芋などが作付されていました。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>こちらは先月、話し合いました農地を取得したい法人の案件になります。申請人は障がい者や高齢者を対象に農業体験を行っている法人であります。平成 28 年 6 月から事業を開始してきましたが、ここで体験農場をさらに増やし、事業の拡大を計画しているため、今回の申請に至っております。</p>
<p>議 長</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>いつからできた法人ですか。</p> <p>平成 28 年 4 月 21 日に設立されています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 5 議案第29号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>日程第 5 議案第29号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>〈説明〉</p> <p>お手元の議案・資料をご覧ください、質疑がございましたらお願いします。</p>

<p>委員 議長</p>	<p>ありません。 何かご意見ございましたら 8月 30 日までに事務局までご連絡ください。</p>
------------------	--

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議事録署名委員

印

印